

令和6年度 早期退職希望者募集実施要項

1 趣 旨

この要項は、職員の年齢別構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として八代市職員退職手当支給条例（平成17年八代市条例第58号。以下「条例」という。）第8条の4の規定により、定年前に退職する意思を有する職員（以下「早期退職希望者」という。）の募集を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

2 対象職員

条例第2条に規定する職員のうち、退職すべき期日において45歳の年齢から60歳に達する日前までのものを対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 会計年度任用職員
- (2) 臨時的任用職員又は任期を定めて任用されている職員
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下「懲戒処分」という。）を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

3 募集人員 10人

4 募集の期間

この要項の施行の日から令和6年12月27日（金）までの間とする。ただし、応募をした職員（以下「応募者」という。）の数が募集人員に達した時点で募集の期間は満了するものとし、その旨を対象職員に通知するものとする。

5 退職すべき期日

この要項に基づき退職する職員の退職日は、令和7年3月31日までにおいて、市長が定める日とする。

6 応募等の手続

- (1) 早期退職希望者が応募をする場合は、早期退職希望者の募集に係る応募申請書を任命権者に提出するものとする。
- (2) 応募者が応募を取り下げる場合は、早期退職希望者の募集に係る応募取申申請書を提出するものとする。

7 認定等の通知

任命権者は、早期退職希望者の募集に係る応募申請書による応募があった場合において、市長が適当と認めるときは、応募による退職が予定されている職員である旨の認定を行うものとし、遅滞なく早期退職応募認定通知書により応募者に通知するものとする。ただし、応募者が次の各号のいずれかに該当する場合は、不認定とし、遅滞なく早期退職応募不認定通知書により応募者に通知するものとする。

- (1) この要項に適合しない場合
- (2) 応募後に、懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

8 問合せ先等

市長公室人事課

電話：0965-33-4102（内線：2382）

附 則

この要項は、令和6年5月17日から施行する。